

年度宿泊事業者のDX支援事業補助金に係る取得財産等管理明細表

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制 限期間	保管 場所	補助率	備考

- （注）1 対象となる取得財産等は、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第19条第1項第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第21第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 4 処分制限期間は、交付要綱第21第2項に定める期間を記載すること。